

平成14年度事業計画書

(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力事業団の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所と協力し実施している。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

法務総合研究所は平成13年4月に国際協力部(東京)を新たに設け、これら法整備支援の取組み体制を強化しており、この国際協力部は平成13年11月に新たに完成した大阪中之島合同庁舎に移転し、活動の拠点を関西に移した。

これを機会に当財団も大阪事務所を設け、協力員1名を配置するとともに、関西の役員他関係者の協力を得て諸プロジェクトを円滑に取り進める体制を整えている。

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

平成11年11月、国際協力事業団とベトナム司法省は、ベトナムの法整備支援に関する新たな3カ年契約フェーズ2を締結し、支援活動の一層の充実、拡大を計っており、その中の一環として日本での研修は平成12年度から年4回に倍増され、年間約40名の研修員を受け入れている。

尚、上記フェーズ2契約は、とりあえず平成15年3月迄延長が決定しており、平成15年度以降の支援については当年度内に別途両国関係者間で協議される。

平成14年度ベトナム研修スケジュール

第18回研修 平成14年5月13日～6月7日

最高人民検察院を中心に検察官10名、メインテーマ経済犯罪

第19回研修 平成14年6月24日～7月19日

司法省を中心に立法関係者10名、メインテーマ証券取引

第20回研修 平成14年9月17日～10月11日

最高人民裁判所を中心に裁判官10名、メインテーマ民事訴訟法

第21回研修 平成14年11月18日～12月13日

司法省を中心に立法関係者10名、メインテーマ担保取引

第18回研修は最高人民検察院検察官を対象とした研修となるが、ベトナムにおいては検察官が民事事件にも深くかかわるシステムがとられており、また、国際協力事業団からはベトナム研修全体の効率的運営のため、平成12年度から検察官研修も含め当財団に一括業務委託されることになったものであり、民商事法分野にも関連する研修として実施する。

研修場所は法務総合研究所国際協力部大阪を中心とし、研修期間中、1週間～10日間を東京(法務総合研究所)にて実施することになる。

研修の講師には当財団役員、学術評議員にも引き受けいただき、又、研修期間中に法曹関係機関の見学や企業訪問、日本側関係者との懇談、交流の場を設ける。

(2)国際民商事法研修（マルチ研修）

マルチ研修も平成14年度は第7回目を迎える。対象国は今回からカンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイの7ヶ国（ベトナムをはずし、新たにカザフスタン、タイを加える。）となり、各国から2名合計14名の研修員が来日する予定。この国際研修には、従来より日本人研修員（法務省、裁判所、企業法務）6名も加わり、5週間にわたり合宿により日本法制度全般について共同研修（今回は一般研修の他、知的財産権保護を特別テーマとして焦点を当てる。）を行うもので、研修員相互の理解も深め、国際研修としての成果を上げている。

財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力をう。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

第7回マルチ研修 平成15年2月～3月 約5週間

研修場所：法務総合研究所国際協力部（大阪）

研修期間中約一週間は東京で行い、また石川県金沢市を見学訪問する。

(3)カンボジア民法・民訴法起草支援研修（カンボジア特別研修）

下記(4)カンボジアの民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは期間を1年延長し、平成14年度は最終段階となる。昨年同様カンボジア側担当スタッフの草案作成作業レベルアップ及びその用語定義の理解向上のため実務関係者に日本に来てもらい、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会の先生方による研修を集中的に実施する。

この特別研修は当財団が国際協力事業団から委託を受け、下記(4)カンボジア法制度整備プロジェクトの一環として全面的に協力する。

カンボジア（民法）特別研修 平成14年6月下旬～7月上旬 2週間
現地民法関係スタッフ 8名
研修場所： 法務総合研究所（東京）

カンボジア（民訴法）特別研修 平成14年12月上旬～12月下旬 2週間
現地民訴法関係スタッフ 8名
研修場所： 法務総合研究所（東京）

(4) カンボジア法制度整備（民法、民訴法起草支援）

当財団は国際協力事業団から、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成のため設立された国内支援委員会（委員5名）、民法作業部会（委員14名）、民事訴訟法作業部会（委員12名）の運営業務を受託している。

本プロジェクトは1年延長され当年度は最終第4年目を迎える内支援委員会4～5回、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会各々10回程度開催の予定であり、又各委員が担当毎にカンボジア現地に出向いてカンボジア側関係者とワークショップも継続する。更に、草案条文や現地ワークショップ用資料のクメール語への翻訳、ワークショップ録音のテープ起こし等の作業量の拡大に伴い、国際協力事業団から当財団への委託料は昨年度より増加する。

当財団としてこの運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者4名を起用して取り進めている。

また、当財団は当財団事務所会議室、事務機器の使用便宜、各委員への謝金や交通費、諸会議費等に補助支援を行っている。

本件プロジェクトは、平成14年度中には草案成果をカンボジア側に引き渡すことが目標である。カンボジア側はこの草案を受けて司法省、閣僚評議会等関係機関の審議を経て最終的には国会に上程されるもので、平成15年度以降も日本側の支援、フォロー協力が要請されることとなろう。

(5) ベトナム法制度整備（民法改正共同研究）

国際協力事業団とベトナム司法省との法整備フェーズ2契約によるベトナム民法改正共同研究（委員11名）プロジェクトは平成12年度にスタートし、当年度は総まとめの年となる。当年度も支援委員会が毎月、民法改正共同研究会が13～14回開催される他、ベトナム現地ワークショップも数回実施される予定。

当財団は引き続き事務局として、大学院生1名を起用し、カンボジア法制度整備と同様の支援協力をを行う。

(6)ウズベキスタン法整備支援研修（ウズベキスタン研修）

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継承により発展してきた日本による協力を求めてきている。

国際協力事業団及び法務総合研究所国際協力部は昨年度専門スタッフを19日間同国に派遣し、基礎的な調査を実施し、当年度から同国法整備支援研修を開始することとなった。

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたるもので、当年度の実施内容は次のとおり。

(イ)ウズベキスタン高官招聘特別研修（第1回ウズベキスタン研修）

平成14年4月1日～4月19日

研修員 司法省事務次官、最高経済裁判所副長官、共和国検察庁民事局長の3名

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）8日間

法務総合研究所（東京）6日間

名古屋大学 1日

同国高官3名を招聘し、日本と同国の法制度全般の比較研究及び同国に対する法整備支援のあり方について協議を行う。

当財団は研修業務推進に協力するとともに、東京において懇談交流会を開催する。

(ロ)第2回ウズベキスタン研修

平成14年10月28日～11月23日

司法省、大学関係者等10～15名

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）

法務総合研究所（東京）

名古屋大学

(7)日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

同国への支援検討のため、第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、当年度は日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとしてスタートするもの。（研究セミナーとしているが、実質的には研修のカテゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。）

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第1回インドネシア研修

平成14年7月8日～7月30日

研修員 インドネシア裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など12名

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）

法務総合研究所（東京）

(8)その他諸国研修等

当財団が直接業務委託を受けていないが、国際協力事業団の研修として、ラオス研修（名古屋大学、法務省による研修）などがあるが、当財団としても研修員と当財団関係者との交流の場を設け、当該国の法制度の最新の状況について情報の入手に努めている。この様な機会はその他アジア諸国とも増加すると思われ、当財団としても可能な範囲で支援協力することとしたい。（国際協力事業団との関係事業として一括管理している。）

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力事業団のODA関係の事業とは別に法務総合研究所と共に日韓パートナーシップ研修、アジア開発銀行の国際研修プログラムへの参加協力等も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院（最高裁）と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。

第4回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記及び執行制度

韓国セッション 平成14年6月7日～6月17日 ソウル

日本チーム5～6名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修

日本セッション 平成14年9月2日～9月11日 東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5～6名と共に法務総合研究所（東京）

において研修

(2)アジア開銀研修（ADB研修）

平成12年度に法務総合研究所及び当財団はアジア開発銀行プロジェクトによる法制度についての国際研修を日本において開催した。（6か国から12名の研修員が来日、約80日間にわたり研修）

当年度はフィリピンの裁判官を対象として、ADBプログラムに基づく研修を前回同様法務総合研究所及び当財団が日本側共催者となり日本において実施する。

第2回ADB研修/フィリピン裁判官研修

平成14年6月3日～6月21日

フィリピン裁判官 10～15名

メインテーマ 司法制度の効率的運用

研修場所 法務総合研究所国際協力部（大阪）

法務総合研究所（東京）

当財団は研修員の滞在費の一部、講師謝金、教材諸費用等について支援するとともに、見学、企業訪問、懇談交流会等を企画実施する。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

市場経温化を推進している中国がWTOに加盟し、その法制度の動向は我が国にとっても極めて関心の強いところであり、当年度の第7回日中民商事法セミナーはこれに焦点をあて中国から講師を招聘し、東京、大阪において開催する。

第7回日中民商事法セミナー

時 期 平成14年9月12日（予定）

場 所 東京、灘尾ホール

日本側主催 当財団

後 援 法務総合研究所

メインテーマ (Ⅰ)中国民法典集大成への道

(Ⅱ)WTO加盟後の法制度整備の状況及び問題点

今回中国側は國務院經濟体制改革弁公室及び國家經濟貿易委員会が窓口となり、講師3～4名が来日する予定で、日本側パネリスト数名も参加しパネル討論を行う。なお、翌日9月13日には中国講師に大阪に移っていただき、東京と同テーマについて講演会を開催する。（中之島合同庁舎国際会議室）

(2)日本・カンボジア民商事法セミナー

平成14年度中に国際協力事業団カンボジア司法省の支援協力契約の最終成果物として、民法及び民訴法草案の引き渡しが行われる予定となっている。本件プロジェクトの総括と更に将来に向けての新たな協力関係の構築に向けて、両国の関係者による記念セミナーをプノンペンにおいて開催する。

時 期 平成14年10月乃至11月

場 所 プノンペン

日本側三者共催 法務総合研究所

国際協力事業団

当財団

(3)国際民商事法講演会

ベトナム研修やマルチ研修で来日する研修員には当該国の司法の中堅で活躍されている方もおり、この様な方による講演会（カントリーレポート）や日本側関係者との座談会など適宜実施する。

これとは別に、毎年1国に的を絞り up-to-date なテーマを設定し、講演会開催を企画することとし、当年度は ADB 研修で来日するフィリピン裁判官の中から講師を依頼し、フィリピンの裁判制度について講演会を開催する予定。

時期 平成14年6月

場所 東京

(4)アジア太平洋諸国知的財産権保護法制ミニシンポジウム

当年度から調査研究事業として知的財産権研究会を設置するとともに、第7回マルチ研修では特別テーマとして知的財産権を取り上げる。

研究会の対象国6か国の調査研究の中間成果とマルチ研修参加国7か国の研修員による知的財産権研修内容をまとめて一堂に会しミニシンポジウムを開催するもの。

時 期 平成15年2月

場 所 大阪中之島合同庁舎国際会議室

主 催 当財団及び法務総合研究所国際協力部

後 援 JETRO

対象国 研究会： インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、中国、韓国

研修：カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ

(5)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

4 調査研究事業

(1)知的財産権保護法制調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期ADRを実施し、当年度から第3期として知的財産権の保護法制を取り上げることとなった。

知的財産権保護法制調査研究会（知財研）

主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援 JETRO

期 間 平成14年度～15年度 2年間

対象国 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、中国、韓国 6か国の予定
研究会 顧 問 小野昌延弁護士

座 長 江口順一大阪大学名誉教授

研究員 学者、弁護士6名

法務省（国際協力部及び民事局）及び裁判官からも参加

JETRO 1名

当年度は定期的研究会開催による基礎調査、海外調査準備（アンケート作成他）各研究員分担による対象国調査訪問等を行い、第2年度（平成15年度）に研究の総まとめ、国際シンポジウム開催、成果物出版となる予定。

(2)海外現地調査

法務総合研究所及び当財団関係者がマルチ研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援研修の内容、方法などについて現地の関係者の要望を

直接聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。平成14年度は、ラオス、モンゴル等2~3ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に、当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 機関誌等発行

(1)機関誌"ICCLC"発行

平成14年6月 平成13年度事業報告、平成14年度事業計画を掲載
平成14年11月 第7回日中民商事法セミナー特集
平成14年1月 未定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間3~4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの開設

日本語パンフレットの役員名簿の up-to-date 化。
平成14年1月末に開設した当財団ホームページのフォローと内容の充実を計る。